

[様式第 1 3 号]

[制限付き一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 仙台市青年文化センター大規模改修工事

整理番号	
1 9 0 5 1 0 4 5 7	
質 問 事 項	回 答
企業及び配置予定技術者の能力に関する評価基準の中で、「国または地方公共団体等」と記載がありますが、「等」とは、民間企業も含まれるということで宜しいでしょうか。ご教示願います。	「国または地方公共団体等」とは、仙台市発注工事における総合評価一般競争入札の手引き（平成 31 年 4 月版）19 ページに記載のとおり、国、地方公共団体、法人税法別表第 1 に掲げる公共法人及び建設業法施行規則第 18 条に掲げる法人としております。
募集要領 1 6 入札保証金に関し、規則第 7 条第 1 項第 3 号の規定により免除するとありますが、利付国債の提供及び銀行等の保証、入札保証保険契約も含め免除するということが宜しいでしょうか。ご教示願います。	宜しいです。
(様式第 4 号) 配置予定の技術者に関する調書の中で、兼務等の状況で他の工事の従事がない場合、また営業所の専任技術者でない場合は、確認できる書類は添付不要と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	宜しいです。
企業及び配置予定技術者の能力に関する評価基準の中で、「国または地方公共団体等」と記載がありますが、P F I 事業の場合は、国または地方公共団体等と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	P F I 事業の発注者が国または地方公共団体等であることが確認できるものについては評価対象となります。

[様式第 1 3 号]

<p>企業及び配置予定技術者の能力に関する評価基準の中で、クラシックコンサートに用いられるものに限るとありますが、当該ホールにて交響楽団の演奏会が過去に実施、もしくは年間スケジュール等で予定されている場合、クラシックコンサートに用いられるものと評価して宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>ご質問中の例示の場合は、評価対象となりません。 落札候補者となった場合は、当該実績が確認できる資料の提出が必要です。</p>
<p>募集要領 9.落札者の決定 (4) ②に示す、「配置予定技術者」は複数名提示しても宜しいでしょうか。</p>	<p>現段階で想定している工期を通じて、配置予定技術者は1名となります。</p>
<p>(1002) 1 章一般事項 10 引渡物品等において、「完成図」に※印がついていますが、部数が不明です。紙媒体で必要な場合は部数をご提示下さい。</p>	<p>部数については、「仙台市営繕工事標準仕様書（建築改修工事編）平成 31 年 4 月以降」12 ページに記載のとおりです。 なお、紙媒体による製本部数は 3 部です。</p>
<p>(1002、1008、1009) 1002 図 2 章仮設工事 07 工事用水、08 工事用電力において、構内既存の施設が「利用できない」に※印がついていますが、「利用できる（有償）」にも※印がついています。 また 1008 図仮設工事 1.工事用電力・水・その他では既存施設使用が「可」、 1009 図仮設工事 1.工事用電力・水・その他では既存コンセント・既設給水栓使用が「不可」、と表記が分かれています。 工事用の電源は既設コンセントを利用せず、既設分電盤から分岐して有償で利用できるものとして宜しいでしょうか。</p>	<p>工事用の電源を既設分電盤から分岐して有償で使用することは問題ありませんが、別途電気工事において既設分電盤及び動力制御盤の改修が予定されており、改修期間中は分電盤及び動力制御盤からの電源供給が不可となります。</p>
<p>上記に関連し、工事用水は施設内の給水栓から分岐し、有償で使用可能として宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。</p>
<p>上記に関連し、既存照明のうち、改修範囲外のものについては使用可能として宜しいでしょうか。</p>	<p>改修範囲外の照明については使用可能としますが、分電盤改修期間は電源供給が不可となるため、照明は使用できません。</p>

[様式第 1 3 号]

<p>既存下水管への排水放流は可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>可能と考えますが、排水内容は事前に監督職員及び担当部署との協議によるものとします。</p>
<p>既存便所を作業員用として利用することは可能でしょうか。</p>	<p>殆どの既存便所が工事対象となりますが、工事に支障のない期間は利用可能とします。 なお、既存便所の工事着手後は、引渡しまで利用不可となります。</p>
<p>(1007、1011) 1007 図 9 章環境配慮改修工事「01 施工調査」欄に○印がありません。一方で 1011 図「10 事前調査及び調査結果の掲示」では石綿則に基づき、事前調査を行うとなっています。石綿含有に係る調査は全て行われており、追加調査無しで工事を行えると考えても宜しいでしょうか。 また、調査が必要な場合は費用を別途としても宜しいでしょうか。</p>	<p>1011 図「10 事前調査及び調査結果の掲示」に記載のとおり、石綿障害予防規則第 3 条に基づく事前調査は施工者（受注者）が行うものであるため必要です。 なお、発注時点においては、一部の建材は石綿含有分析調査を実施のうえ判定し、その他の建材は石綿含有建材データベースやメーカー資料等から石綿含有みなし建材と判定しております。 上記を踏まえ、調査内容及び費用については、監督職員との協議によるものとします。</p>
<p>(1008) 一般共通事項 1 施工条件 (4) 部分使用が「※なし」となっています。令和 2 年 10 月 20 日から令和 3 年 8 月 18 日まで職員の方は在館されないという考えで宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。</p>
<p>(1009) 一般共通事項 1 施工条件イ) 休日施工が「※なし」となっています。「休日」とは原則日曜日を指すものとし、「土・祝日」は含まれないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>「休日」とは、公共建築工事標準仕様書に記載のとおり、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日となります。 なお、工事の都合上やむを得ない場合は、日曜日を含め、監督職員との協議によるものとします。</p>
<p>上記に関連し、工事の都合上やむを得ない場合は、協議の上日曜日の作業が許可されるものとして宜しいでしょうか。</p>	<p>同上</p>
<p>(1013) 地下駐車場を受注者事務所、作業員休憩所として利用できるものとして宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。 但し、別途工事受注者との調整は必要となります。</p>

[様式第 1 3 号]

<p>(1007)</p> <p>工事開始前、工事完了後の音響調査はコンサートホールに座席が取りついていない状態で行うものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>音響調査は座席が取りついた状態で行います。</p> <p>よって、工事開始前の音響調査は、着手指定日である令和 2 年 7 月 1 日から座席取外し（令和 2 年 10 月上旬予定）までに実施すべく、実施日について監督職員と協議させていただきます。</p> <p>また、工事完了時の音響調査についても、別途業者にて座席再取付後に実施すべく、実施日について監督職員及び別途業者を含め協議させていただきます。</p>
<p>(1011、B1102~B1105)</p> <p>1011 図 8. 浮遊石綿濃度の測定は B1102~B1105 にある発電機煙突ライニング材撤去工事のみが対象になると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。（発電機煙突ライニング材撤去工事及び冷温水発生機煙突ライニング材撤去工事です。）</p>
<p>[A工事]</p>	
<p>(A1015、1048)</p> <p>X8 通り中庭南側展開図 1～3 階吹付タイル範囲のボーダー部分が以下のように相違しています。矩計図 5（既存図）を正と考えて宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修図 アクリル弾性吹付タイル ・矩計図 5（既存図） ストーン吹付（石目調吹付） 	<p>宜しいです。</p>
<p>(A1004、1017、B1011)</p> <p>改修 1 階平面図、ドライエリア 4（X 1 5・Y 1 4 - 1 5 間）の建具の有無が以下のように相違しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修 1 階平面図 建具の様な記載有り ・コンサートホールエリア壁面図 3 建具無し ・1 階平面図 建具無し <p>新設建具の指示が無い為、1 階、X 1 5 / Y 1 4 - 1 5 間に既存建具又は開口は無いも</p>	<p>宜しいです。</p>

[様式第13号]

<p>のと考え、既存のままとして宜しいでしょうか。</p>	
<p>上記に関連し、異なる場合は新設建具の詳細をご指示下さい。</p>	
<p>(A1006、1035) コンサートホールエリア改修外部建具リストのAW25の数量が以下のように相違しています。改修3階平面図を正と考えて宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具リスト 6か所 ・改修3階平面図 3か所 	<p>AW25は2階研修室(X10/Y9-12間)にも3か所あり、計6か所となるため、建具リストを正とします。</p>
<p>(A1035、1042) TP1の寸法が以下のように相違しています。改修建具表7を正と考えて宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具リスト 1, 100×1, 100 ・改修建具表7 1, 000×1, 000 	<p>宜しいです。</p>
<p>(A1003、1035) 改修地下1・MB1階平面図のX15通/Y1通部のAD5が外部改修建具リストにありません。今回改修に含まれないものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。 但し、現場着手後に劣化が確認された場合は、別途協議とします。</p>
<p>(A1004、1035) 改修1階平面図の楽屋ロビー1のAW8は、取付場所等よりAW6と読み替えて宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。</p>
<p>(A1006、1035) 改修3階平面図のエッグホール、ロビーのACW1は、取付場所等よりACW7と読み替えて宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。</p>
<p>(A1006、1035) 改修4階平面図の交流ホール上部天井内のAG38は、取付場所等よりAG3Bと読み替えて宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。</p>

[様式第13号]

<p>(A1001、1004)</p> <p>K 1 1 レストラン前付近の屋外階段Bの改修について、下記をご指示下さい。</p> <p>1. 防水改修仕上表に記載がありませんが、1階平面図記載通り改修符号K 1 1に含めるものとして宜しいでしょうか。</p> <p>2. 含める場合、改修内容は、既存階段踏面・蹴込の磁器質タイル150角撤去の上、150角タイル新設と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>3. 新設する段鼻の納まりは、A-1043図D-5に倣い段鼻タイル（ノンスリップ溝付）と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>1. 宜しいです。</p> <p>2. 宜しいです。</p> <p>3. 宜しいです。</p>
<p>(A1001、1004、1005、1043)</p> <p>E 2 1 屋外階段Aの改修について、発熱線敷込みの撤去が、以下のように相違しています。発熱線敷込み撤去を正と考えて宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A-1001 図 発熱線敷込み撤去 ・ A-1043 図 発熱線敷込みそのまま 	<p>宜しいです。</p>
<p>[B工事]</p>	
<p>(B1001、B1017)</p> <p>仕上表ー地下2階便所Aの壁撤去到「浮き部撤去」とありますが、範囲が不明です。壁面積の10%程度と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>調査の結果、浮き部が確認された場合は別途協議とします。</p>
<p>(B1004)</p> <p>内部改修仕上表4の1階レストラン、前室、バーコーナーの巾木に「腰:二次曲面壁装材」の記載がありますが、仕様及び範囲の記載が無く不明です。ご指示下さい。</p>	<p>仕様は、「(株)ABC商会 タンボア 不燃工芸ツキ板塗装材」同等品とします。</p> <p>また、範囲は B-1041 図のとおりです。</p>
<p>(B1004、B1041)</p> <p>内部改修仕上表4の1階レストランの改修前壁仕上材料に「モルタルEP」の記載がありますが、改修展開図6(1階)に範囲の記載</p>	<p>宜しいです。</p>

[様式第 1 3 号]

<p>が無く不明です。柱型部分と考えて宜しいでしょうか。</p>	
<p>(B1006、B1077)</p> <p>2階浴室 1、2の改修前天井仕上が以下のように相違しています。内部改修仕上表 6 を正と考えて宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none">・内部改修仕上表 6 塩ビリブ角波板・2階天井伏撤去図 GB-D t 9 (不燃) +岩綿吸音板 t 9 廻縁：塩ビ	<p>宜しいです。</p>
<p>(B1008、B1078、B1084)</p> <p>3階和室 1・2・3の天井の改修工事の有無が以下のように相違しています。内部改修仕上表 8 を正と考えて宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none">・内部改修仕上表 8 化粧GB-R t 9 (杉柂) テンパック工法撤去新設・3階天井伏撤去図、3階天井伏改修図 改修工事の記載なし	<p>宜しいです。</p>
<p>(B1084)</p> <p>3階天井伏改修図の 3階水屋に「木見切新設」の記載がありますが、樹種、寸法、塗装の有無等仕様の記載が無く不明です。ご指示下さい。</p>	<p>杉材 45 角 CL 塗装とします。</p>
<p>(A1005、B1012)</p> <p>2階 I 階段廻りの建具の数が以下図面間で相違しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・改修 2階平面図 建具 1 か所・2階平面図 建具 2 か所 <p>新設建具の指示が無い為、2階、I 階段の建具の追加は無いものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。</p>

[様式第 1 3 号]

<p>上記に関連し、異なる場合は新設建具の詳細をご指示下さい。</p>	
<p>(A1007、B1015) 4階 G階段 (Y 7 / X 1 7 - 1 8 間) の建具の有無が以下図面間で相違しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修4階平面図 建具無し ・4階平面図 建具有り (追加) <p>建具追加の指示が無い為、既存のままと考え、建具追加無しと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。</p>
<p>上記に関連し、異なる場合は新設建具の詳細をご指示下さい。</p>	
<p>(B1010、1019) 便所DのSKでY 6 通側の建具が削除されていますが、改修対象建具になっておらず、図中に改修内容の指示もありません。誤記とし、建具残置として宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。</p>
<p>(B1003) 内部改修仕上表 3 の 1 階共用エントランスホール 1 の床撤去に「床用磁器タイル 1 5 0 角 (モルタル共撤去、クラック補修)」とありますが、床RC面のクラック補修長さをご指示下さい。</p>	<p>床のクラック補修は無いものとして下さい。</p>
<p>(B1007) 内部改修仕上表 7 の 2 階廊下 2 の床撤去に「ビニルタイル (一部撤去、クラック補修)」とありますが、一部撤去範囲とクラック補修の長さの記載がありません。ご指示下さい。</p>	<p>床のクラック補修及びビニルタイルの一部撤去は無いものとして下さい。</p>
<p>(B1004) 内部改修仕上表 4 の天井木毛セメント板撤去復旧において、改修の仕上表が打込みとなっていますが、復旧においては軽鉄下地を新設し、木毛セメント板を貼るものとして宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。</p>

[様式第 1 3 号]

<p>(B1005) 内部改修仕上表 5 の楽屋 3・4 の Y1 5 通り壁の漏水調査は、仕上材のみ撤去復旧を見込むと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。</p>
<p>[C 工事]</p>	
<p>(C1010) 別途業者による座席の撤去は令和 2 年 10 月 20 日以前に完了していると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>宜しいです。</p>
<p>上記期日までに未完了の場合、撤去完了予定日をご提示下さい。</p>	
<p>(C1010) 別途業者で撤去した座席の保管場所が建屋内である場合は、その場所をご提示下さい。</p>	<p>保管場所は建屋外です。</p>
<p>(C1005) 仮設資材搬入口が 2 か所指定されていますが、必要に応じ協議のうえこれら以外に搬入口を設けることは可能でしょうか。</p>	<p>監督職員との協議によるものとします。</p>

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。